

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱（平成30年鹿屋市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鹿屋市介護予防・日常生活支援総合実施要綱」を「鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に改める。

第4条第1項第2号中「掲げるもの」を「掲げる者」に、「する者」を「するもの」に改め、同項第3号中「認めたもの」を「認める者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 対象者が参加できる教室（前条第2項に規定する3か月程度継続して実施される教室をいう。）は、1年度につき1教室とする。ただし、住民主体の通いの場等での指導、支援等を目的とする者又は既に参加した教室と異なる運動等を実施する教室への参加を希望する者で、市長が必要と認めたものは、この限りでない。  
第12条中「、看護師」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地

事業者名

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施報告書

- 1 教室名及び内容
- 2 実施場所
- 3 実施期間
- 4 実施回数 計 回
- 5 参加人数 延べ 人
- 6 添付書類 出席簿



## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。